

3 委員会未付託議案の要旨

※ 内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

(内閣提出法律案)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する 法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、最近における風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の実情にかんがみ、人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加え、接待飲食等営業及び店舗型性風俗特殊営業を営む者等に接客従業者の在留資格等の確認義務を課し、違法営業行為に対する罰則を強化するほか、少年指導委員の職務に関する規定等を整備しようとするものである。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正す る法律案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものである。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人情報通信研究機構を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする改正を行おうとするものである。

少年法等の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、少年非行の現状に適切に対処するため、警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備しようとするものである。

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要旨】

就業形態の多様化の進展等の社会経済情勢の変化の中で、労働者の安全と健康の一層の確保等を図るため、製造業等に属する事業の仕事における労働災害を防止するための措置及び長時間労働者等の健康を保持するための措置を充実強化するとともに、労働者災害補償保険における通勤災害に係る通勤の範囲の拡大及び有期事業に係る確定保険料の特例の改正を行うほか、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するため特別の措置を講じようとするものである。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第83号）

【要旨】

本法律案は、最近における放送事業をめぐる対内投資の増大等社会経済情勢の変化に的確に対応するため、外国人等が議決権の一定割合を占める法人又は団体が地上放送の業務を行おうとする者の議決権の一定割合以上を占めていることを放送局の免許の欠格事由とすることにより、放送に係る外資規制の実効性を確保しようとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

(本院議員提出法律案)

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第1号）

【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

民法の一部を改正する法律案（参第2号）

【要旨】

本法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすること等の措置を講じようとするものである。

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（参第4号）

【要旨】

本法律案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、戦後強制抑留者に対し、その労苦を慰藉するため、特別給付金を支給しようとするものである。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案 (参第5号)

【要旨】

本法律案は、行政の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止しようとするものである。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案 (参第6号)

【要旨】

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定は在外被爆者等に適用があることを明らかにし、国外からの被爆者健康手帳の申請、原爆症の認定の申請、医療費及び一般疾病医療費の申請、各種手当の申請等並びに死亡した在外被爆者に係る葬祭料の申請を行うことができるようになるとともに、あわせて、在外被爆者に対する健康診断の実施、在外被爆者の保健、医療及び福祉に関する事業の実施等について定めようとするものである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第8号）

【要旨】

本法律案は、被災世帯の住宅再建を支援する等のため、被災者生活再建支援金の支給要件に関し、支給対象となる世帯をその居住する住宅が全半壊した世帯とともに、年齢に係る要件の廃止及び収入に係る要件の緩和を行い、支給限度額の区分を被害の程度に応じたものとした上でその額を引き上げ、支給対象となる経費として被災世帯の居住する住宅の建築費、購入費又は補修費を法定し、あわせて被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げようとするものである。

**特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案
(参第9号)**

【要旨】

本法律案は、特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資するため、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位等に就くことの制限に関する措置を定めようとするものである。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第10号）

【要旨】

我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化を背景として歯科保健の重要性がますます高まっていることにかんがみ、職場における歯科疾患対策の充実を図るため、産業歯科医の法定化、一般健康診断における歯科医師による健康診断の実施等の措置を講じようとするものである。

(予備費等支出承諾)

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成16年4月20日から17年1月17日までの間に使用を決定した金額は1,059億円で、その内訳は、①スマトラ沖大地震及びインド洋津波による被災国の救援等に必要な経費520億円、②河川等災害復旧事業等に必要な経費216億円などである。

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆7,362億円のうち、平成16年10月8日から同年12月9日までの間に使用を決定した金額は61億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費40億円、②同特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費10億円などである。

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

【要旨】

平成16年8月3日から同年11月26日までの間に決定した経費増額総額は540億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額242億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額158億円などである。

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成17年2月14日から同年3月22日までの間に使用を決定した金額は48億円で、その内訳は、①原爆被爆者医療費の不足を補うために必要な経費19億円、②訟務費の不足を補うために必要な経費19億円などである。また、16年度一般会計予備費使用総額は1,107億円である。

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆7,362億円のうち、平成17年3月17日に使用を決定した金額は2億円で、これは農業共済再保険特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。また、16年度特別会計予備費使用総額は63億円である。

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

【要旨】

平成17年3月15日から同年3月29日までの間に決定した経費増額総額は1,423億円で、その内訳は、①特定国有財産整備特別会計における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額1,184億円、②交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額232億円などである。また、16年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総額は1,963億円である。

(N H K 決算)

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（N H K）の平成13年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成13年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額6,981億円に対し負債総額2,698億円、資本総額4,282億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,576億円、事業支出が6,445億円で当期事業収支は131億円の黒字となっている。

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（N H K）の平成14年度の決算書類である。この決算書類によれ

ば、日本放送協会の平成14年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,112億円に対し負債総額2,726億円、資本総額4,385億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,647億円、事業支出が6,545億円で当期事業収支は102億円の黒字となっている。

**日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに
関する説明書**

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成15年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成15年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,225億円に対し負債総額2,724億円、資本総額4,500億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,693億円、事業支出が6,578億円で当期事業収支は115億円の黒字となっている。